

事務局運営規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フリースペースたまりば（以下、「この法人」という）定款第19条に基づき、事務局の組織、運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（事務局の設置及び総括）

第2条 この法人の事務を処理するために事務局を設置し、理事長がこれを総括する。

（適用範囲）

第3条 この規程は、事務局及び事務局職員に適用する。

（事務分掌）

第4条 事務局の事務分掌は、次の通りとする。

- （1）定款その他諸規程の原案作成、改廃、管理に関する事
- （2）総会、理事会、各委員会、その他会議に関する事
- （3）活動計画及び活動報告に関する事
- （4）予算及び決算に関する事
- （5）会計及び経理に関する事
- （6）財産及び物品の取り扱い並びに管理に関する事
- （7）職員の進退及び身分に関する事
- （8）その他一般業務の事務処理に関する事並びに理事長が必要と認めた事項

（職員）

第5条 事務局に、事務局長及び職員をおくことができる。

2 事務局長は、理事長が任命する。

（職務）

第6条 事務局長は、理事長の命を受けて職員を統括し、事務全般を所掌する。

2 職員は、あらかじめ定められた分担職務を遂行する。

（職員の任免）

第7条 職員の任免は、理事長が行う。

（職務の代行）

第8条 理事長に事故ある時は、本規程に定める職務に限り、事務局長が代行する。

(その他の事項)

第9条 この規程に定めのない事務処理・職務については、理事長の裁決による。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、2021年3月22日より施行する。